

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Home Office

# 国別政策及び情報ノート 中国：キリスト教徒

第3.0版

2019年11月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

# 目次

評価 .....	3
1. はじめに.....	3
1.1 申請の根拠.....	3
1.2 注意点.....	3
2. 問題の検討.....	3
2.1 信憑性.....	3
2.2 除外 .....	3
2.3 難民条約上の理由.....	3
2.4 リスク .....	4
2.5 保護 .....	6
2.6 国内移住.....	7
2.7 証明 .....	7
国別情報 .....	8
3. 中国における宗教.....	8
3.2 法的枠組み.....	9
4. キリスト教徒.....	11
4.1 登録団体と未登録団体.....	11
4.2 慣行 .....	12
5. 国による登録キリスト教団体の処遇 .....	12
5.1 キリスト教に対する国の全般的アプローチ.....	12
5.2 カトリック教徒の処遇.....	13
5.3 プロテスタントの処遇.....	15
6. 国による未登録キリスト教団体の処遇 .....	17
6.2 カルト教団.....	21
6.3 布教 .....	24

# 評価

2019年11月25日更新

## 1. はじめに

### 1.1 申請の根拠

1.1.1 当人のキリスト教信仰及び／又は未登録キリスト教協会への関与を理由とする国家による訴迫に対する恐怖。

### 1.2 注意点

1.2.1 本ガイダンスの目的上、或る人のキリスト教信仰にはカトリックとプロテスタントが含まれる。

[目次に戻る](#)

## 2. 問題の検討

### 2.1 信憑性

2.1.1 信憑性評価に関する情報については、[信憑性及び難民の地位の評価](#)に関する指示を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである（[ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護指令](#)参照）。

2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討するべきである（[言語分析に関する庇護指令](#)参照）。

[目次に戻る](#)

### 2.2 除外

2.2.1 意思決定者は、除外条項の1つ（又は複数）の適用可能性を検討しなければならない。個々の事例をそれぞれの事実及び本案に関して検討しなければならない。

2.2.2 除外条項及び制限付き許可に関する詳細なガイダンスについては、[除外に関する庇護指令：難民条約第1条F項及び制限付き許可に関する庇護指令](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 2.3 難民条約上の理由

2.3.1 当人の実際又は帰属された宗教。

2.3.2 条約上理由の立証だけでは、難民として認定されるには不十分である。個々の事例において対処すべき問題は、特定の人物が自身の実際又は帰属

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

された条約上の理由を根拠に訴追されるという現実のリスクに直面することになるか否かである。

- 2.3.3 条約上の理由に関する詳細なガイダンスについては、[信憑性及び難民の地位の評価](#)に関する指示を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 2.4 リスク

- 2.4.1 中国のキリスト教徒の正確な数は不明であるが、様々な情報源の推定によると、1億～1億3,000万人いるとされ、おそらく人口の10%に相当する（[宗教別人口統計](#)参照）。
- 2.4.2 中国の憲法では「正常な宗教活動」については宗教の自由を保証しているが、何がこれらに含まれるのかを定義していない。公式に認識されている5つの宗教（仏教、道教、イスラム教、カトリック主義及びプロテスタント主義）の教徒は、政府の愛国協会（Patriotic Association）に登録しなければならず、愛国協会は登録された宗教団体の活動の規制と監視を追求している。未登録の宗教団体は違法であり、礼拝場所が閉鎖されたり、教団メンバーが逮捕及び拘留されるリスクを負う（[法的枠組み及び国家による未登録キリスト教徒団体の処遇](#)参照）。
- 2.4.3 中国政府が2013年6月6日に聴聞を行い、2014年3月に発布したQH（キリスト教徒 - リスク）（中国）の国別ガイダンス判例において、上級裁判所（Upper Tribunal）は以下の通り認定した。
- 「概して、キリスト教徒が中国において信仰を表明して生活していても訴追されるリスクは非常に低く、実際、統計的には事実上、無視できる程度である。（中略）中国では、3つの国家登録教会と未登録の教会、即ち「家庭」教会の双方において、キリスト教徒の数が急増している。個人は、礼拝の好みに応じて、登録教会と未登録教会の間を自由に移動している。」（第137項（1と2））。
- 2.4.4 国家登録教会におけるキリスト教徒に関して、上級裁判所は以下の通り認定した。
- 「国家登録教会での礼拝は、中国政府の国家宗教事務局（SARA : State Administration for Religious Affairs）により、宗教関係規則（RRA : Religious Affairs Regulations）の下で監督されている。」（第137項（3i））
  - RRAにおいて規定されている統制措置及びそれらの実施は、中国国家又は非国家行為者のいずれによるかを問わず、概して、国際的保護を必要とする迫害、深刻な危害、又は虐待に相当するほど十分に苛酷ではない。」（第137項（3ii））
  - 例外的に、一部の反体制派の司祭又は有力者が公共の秩序及び2005年宗教関係規則（キリスト教の教会及び指導者が中国国内で活動できる条件を規定）の運用に異議を唱える、又は異議を唱えると認知された場合、特定の事実を理由に、国際的保護を必要とする迫害、深刻な危害、又は虐待のリスクを負う可能性がある。（第137項（3iii））
- 2.4.5 未登録教会又は家庭教会に関して、上級裁判所は以下の通り認定した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

- 「概して、証拠としては、未登録教会内で礼拝を行っている数百万人のキリスト教徒は、自分達が望む通りに会合し、信仰を表明することができる。」（第137項（4i））
- 「この証拠は、未登録教会又はその礼拝者に対する一貫したパターンの迫害、深刻な危害又は他の基本的人権侵害が存在するという所見を裏付けるものではない。」（第137項（4ii））
- 「概して、中国当局によるキリスト教徒コミュニティに対する如何なる悪い処遇も、教会としての使用に関する計画許可が得られていない場合の教会建物の閉鎖、及び／又は無許可の公然たる礼拝又はデモの防止又は中断に限られている」（第137項（4iii））。
- 未登録教会で礼拝することを選択し、且つ本人又は本人の政治的、社会的又は文化的な見解に地元当局の注意を引くような形で行動する特定の個別のキリスト教徒の場合、国際的保護を必要とする迫害、深刻な危害、又は虐待のリスクを負う可能性がある（決定の第137項（4iv））。

2.4.6 QHの聴聞が行われて以来、政府は宗教の中国化という、宗教的慣行及び教義を伝統的な中国の文化や価値観に適合するよう宗教が要求されるプログラムを継続してきた。2018年2月、改訂宗教規則が発効し、これにより国家登録宗教組織は財産の所持、国が承認した文献の刊行、聖職者の訓練と承認、及び寄付集めを行うことができるようになった。改訂規則では18歳未満の宗教活動も禁じ、教会には監視カメラの設置を強制し、宗教的祝賀の時間と場所の制限を課し、そして一部の宗教的象徴（十字架を含む）を教会から撤去するよう要求した。2018年4月、政府は聖書のオンライン販売を禁ずる法制を導入した（[法的枠組み](#)及び[国家による未登録キリスト教徒団体の処遇](#)参照）。

2.4.7 教皇庁（Holy See）は中国のカトリック愛国協会（CPA : Catholic Patriotic Association）による聖職者任命方法について、「カトリックの教義と相容れない」と宣言したが、バチカンと中国当局は聖職者任命制度を巡る交渉を続け、報告によると暫定合意に達した（[カトリック教徒の処遇](#)参照）。

2.4.8 QHの聴聞が行われて以来、政府は、プロテスタント家庭教会に対して、国公認の三自教会（Three-Self Church）への加入を命じることにより、家庭教会に圧力を掛け続けてきた。これらの家庭教会は遵守を怠ると、閉鎖処分を受ける、又は宗教活動を実施する能力に対する制限が厳しくなる。登録教会と未登録教会の指導者やメンバーは、嫌がらせや恣意的逮捕に直面し、典型的に、家庭教会の指導者はこの種の処遇に見舞われやすいが、2014年以降、認可を受けた教会の牧師も拘留又は逮捕に直面してきた。数千人もキリスト教徒や教会指導者が、報告によると、2018年に拘留されたが、短期間の拘留に留まり、ほとんどは刑事告訴に繋がらなかった（[国家による登録キリスト教徒団体の処遇](#)及び[国家による未登録キリスト教徒団体の処遇](#)参照）。

2.4.9 2014年6月3日、政府は複数のキリスト教徒団体を含む20の「カルト教団」のリストを公表し、これらの組織を「邪悪なカルト教団」と称して弾圧し始めた。2017年9月、中国反カルト教団（China Anti Cult）のウェブサイト

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

は禁止対象団体のリストを再公表し、うち11を「危険」な団体として特定した。カルト教団に関する情報を流布する目的でのインターネット使用は刑事罰の対象とされ、カルト教団に関与すると最悪の場合7年以上の懲役に処せられる可能性がある。未成年者を狙いとする場合、又は実行犯が非中国人と協力している場合、罪状がより重大扱いされる（[カルト教団](#)参照）。

- 2.4.10 禁止された「カルト教団」のメンバーは警察による嫌がらせ、投獄及び拷問を受ける可能性があり、指導者や一部のメンバーは「法律の施行を弱体化させる目的でのカルト教団の組織化及び使用」を理由に告訴されている。しかし、メンバーは強制的に加入させられていた場合、又は悔い改めてカルト教団を脱退する場合、処罰を科せられずに済む選択肢があり、カルト活動に対する政府の関心は、これらの団体の指導者の特定と処罰が狙いである可能性が高い（[カルト教団](#)参照）。
- 2.4.11 「カルト教団」に対する弾圧は未登録の主流の教会にも影響を及ぼし、当局者は時々、これらの教会を指定カルト教団と区別するのに苦労したこともある（[カルト教団](#)参照）。
- 2.4.12 中国政府はキリスト教徒に制限を課し続け、こうした制限は2013年にQHの聴聞が行われて以来、激化してきた。しかし、ほとんどのキリスト教徒にとって状況は著しく変化したわけではなく、信仰を表明して生活していることを理由に迫害に相当する処遇を受けるリスクは依然、非常に低い。QHからの離脱を正当化する「説得力のある証拠によって裏付けられる非常に強い根拠」は存在しない。
- 2.4.13 しかし、反体制派の司祭又は一部の個別のキリスト教徒が未登録教会で礼拝し、当人又は当人の政治的、社会的又は文化的な見解に地元当局の注意を引くような形で行動すると、嫌がらせや拘留を含め、国から悪い関心の的となるリスクの増大に直面する可能性がある。或る人が公然と礼拝する、又は信仰を表明する場合、私的礼拝（少人数での礼拝を含む）の場合より悪い処遇を受けやすくなる。より広範な政府の民族政策、政治政策又は治安政策と対立すると政府が認知する宗教的慣行は、当局者から敵視されるリスクが高い。キリスト教の信仰を如何に守り表明するかを示すことは当人の重荷となり、当局から敵視され、迫害に相当する処遇に直面する結果となる（[国家による登録キリスト教徒団体の処遇](#)及び[国家による未登録キリスト教徒団体の処遇](#)参照）。
- 2.4.14 違法カルト教団と見なされる団体のメンバーは迫害のリスクを負う可能性があるが、これは当人の行動や活動、及びこれらが地元当局の注意を引くと考えられるか否かに左右される。しかし、カルト教団指導者は迫害又は深刻な危害を受ける現実的リスクを実証できる可能性がある。個々の事例を事実に基づいて考察する必要が生じると予想され、当人は迫害のリスクを負っていることを実証する負担を負う（[カルト教団](#)参照）。
- 2.4.15 リスク評価に関する詳細なガイダンスについては、[信憑性及び難民の地位の評価](#)に関する指示を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 2.5 保護

- 2.5.1 当人が国家から迫害を受けるという、十分に理由のある恐怖を抱いている場

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

合、当局による保護を受けることができる可能性は低い。

- 2.5.2 国の保護の利用可能性の評価に関する詳細なガイダンスについては、[信憑性及び難民の地位の評価](#)に関する指示を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 2.6 国内移住

- 2.6.1 当人が国家から迫害を受けるという、十分に理由のある恐怖を抱いている場合、そのリスクを逃れるために移住することを当人に期待するのは合理的とは考えにくい。
- 2.6.2 当人の恐怖が地元当局者に関連する場合、上級裁判所はQHにおいて、未登録教会に対する地元当局者の対応が多様であることを考慮すると、地元地域でリスクに曝されている個々のキリスト教徒は通常、中国国内の別の場所に安全に移住することができるという見解を示した。この例外として、当人が逮捕令状の対象である場合、又は当人の名前がブラックリストに載っている場合、又は判決待ちの状態である場合が挙げられる。中国の国内移住の規模、及び広大な地理的規模と人口規模を踏まえ、適切な戸籍がないという理由だけでは、国内移住が不合理又は不当に苛酷なものになることはない（第137項（v、vi及びvii））。
- 2.6.3 意思決定者は、特定の人物の個別の状況を十分に考慮した上で、国内移住の妥当性及び合理性を個々の事例に応じて慎重に検討しなければならない。
- 2.6.4 戸籍上の住所登録制度及び国内移住に関する詳細情報については、国別情報政策ノートの[中国：保護主体及び国内転居を含む背景](#)を参照のこと。
- 2.6.5 国内転居の検討及び考慮に入れるべき要因に関する詳細なガイダンスについては、[信憑性及び難民の地位に関する指示](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 2.7 証明

- 2.7.1 請求が拒否される場合、2002年国籍・移民・庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act）の第94条の下で「明らかに根拠がない」と証明できる可能性は低い。
- 2.7.2 証明に関する詳細なガイダンスについては、[2002年国籍・移民・庇護法の第94条の下での保護証明及び人権申請（明らかに根拠がない申請）](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

# 国別情報

セクション3更新日：2019年10月23日

## 3. 中国における宗教

### 3.1 宗教別人口統計

3.1.1 米国中央情報局（CIA：Central Intelligence Agency）のワールド・ファクトブックによると、中国の推定人口は13億8,000万人以上であった<sup>1</sup>。中国政府の統計記録によると、宗教信者は約1億人であるが<sup>2</sup>、フリーダムハウス（Freedom House）の或る特別報告書での指摘によると、「中国は3億5,000万人以上の宗教信者を抱え、さらに数百万人が民間伝承に従っている。これらの情報によれば、政府統計では未登録の寺院又は教会で礼拝する人々及び18歳未満の信者を除外しており、多数の中国人が宗教と民間慣行の混ぜ合わせに関わっている。」<sup>3</sup>

3.1.2 中国で暮らすキリスト教徒の推定数は大幅に変動する。米国外交問題評議会（CFR：Council of Foreign Relations）が2018年に指摘したところによると、「政府は2,900万人のキリスト教信者を勘定している一方、複数の外部組織による推定は大幅に多い。2010年、ピュー研究所（Pew Research Center）は中国のキリスト教徒を6,800万人、即ち中国の人口の約5%と計算した。他の独立した推定では1億～1億3,000万人と示唆している。」<sup>4</sup>

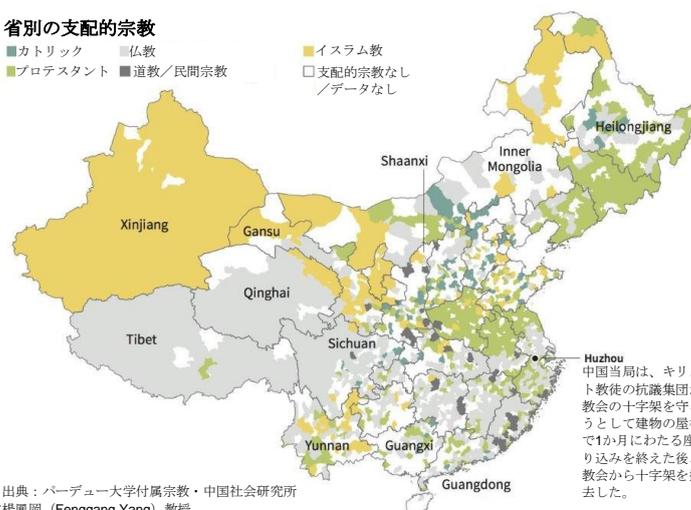
3.1.3 BBCニュースが2018年12月に指摘したところによると、キリスト教徒人口は近年、着実に増加しており、当時1億人と推定された。<sup>5</sup>

3.1.4 下記の概略図では、中国の支配的宗教を省別に示している。<sup>6</sup>

#### 中国の主な宗教

##### 省別の支配的宗教

■カトリック ■仏教 ■イスラム教  
■プロテスタント ■道教/民間宗教 □支配的宗教なし/データなし



出典：パーデュー大学付属宗教・中国社会科学研究所  
楊鳳岡（Fenggang Yang）教授

<sup>1</sup> CIA、「[World Factbook](#)」、2019年10月14日更新、[url](#)。

<sup>2</sup> CFR、「[中国におけるキリスト教](#)」、2018年10月11日、[url](#)。

<sup>3</sup> フリーダムハウス、「[特別報告書 - 中国の精神のための闘い](#)」、2017年2月、[url](#)。

<sup>4</sup> CFR、「[中国におけるキリスト教](#)」、2018年10月11日、[url](#)。

<sup>5</sup> BBCニュース、「[中国によるクリスマス前の教会弾圧は警鐘を鳴らす](#)」、2018年12月18日、[url](#)。

<sup>6</sup> パーデュー大学（Purdue University）付属宗教・中国社会科学研究所（Centre on Religion and Chinese Society）、日付不詳、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

- 3.1.5 オーストラリア政府外務貿易省（DFAT : Department for Foreign Affairs and Trade）の「カンントリーレポート2019年版」（2019年版DFATレポート）の指摘によると、「公式統計と国際的推定の間の一貫性は、中国が国公認の組織外で宗教活動に参加する礼拝者又は18歳未満の信者を認識していないという事実によるものである。」<sup>7</sup>

[目次に戻る](#)

## 3.2 法的枠組み

- 3.2.1 改訂宗教規則が2018年に発効した。中国の宗教施設は全て、宗教活動を中心とする行政枠組みを定義するこれらの規則に縛られる。2017年宗教関係規則の非公式翻訳を[ここで](#)閲覧することができる。<sup>8</sup>

- 3.2.2 中国政府は宗教の「中国化」プログラム（性格又は形態をもっと中国的にする）を継続しており、また2018年10月10日に公表された、米国議会行政中国問題委員会（CECC : Congressional-Executive Commission on China）の2018年版年次報告書（2018年版CECC年次報告書）によると、

「党と政府当局者は、中国の文化的主体性を促進しそれに同化させるように中国における宗教的慣行を形成することを狙いとする政策を策定し、促進し続けた。国家宗教事務局からの或る政策文書では、宗教の教えや教義を「中国の傑出した伝統文化」に適合する形で解釈するよう求め、宗教コミュニティ内での愛国的な教育と活動を促進し、そして宗教コミュニティに対し、他にも様々な側面がある中で特に、宗教的な思考、機関、儀式、行動及び建築において中国的な「特徴」と「様式」を示すよう駆り立てた。党と政府当局者は、中国社会に「浸透」する目的で宗教を利用する外国勢力の認知された脅威に抵抗する政策も策定し続けた。中国の宗教に関する国際的専門家によると、当局者はキリスト教、イスラム教、及びチベット仏教を、不当な外国の影響を保持していると捉える一方、中国の仏教と道教を中国文化と統合することを検討している。」<sup>9</sup>

- 3.2.3 米国外交問題評議会（CFR）の「中国におけるキリスト教」という2018年10月の報告書の指摘によると、

「政府の行政当局である国務院（State Council）は、宗教関係に関する新たな規則を可決し、これが2018年に発効したことにより、国家登録宗教組織は財産の所持、文献の刊行、聖職者の訓練と承認、及び寄付集めを行うことができるようになった。しかし、これらの権利と並び、政府の統制も強化された。改訂規則には宗教的学校教育や宗教的祝賀の時期と場所に対する制限のほか、オンライン宗教活動の監視及び100,000元を超える寄付の報告が盛り込まれている。」<sup>10</sup>

- 3.2.4 フリーダムハウスが2018年の出来事を取り上げた報告書、「世界の自由2019年版」（2019年版フリーダムハウス報告書）で指摘したところによると、「2018年2月に発効した宗教関係に関する新規則では、礼拝場所、宗

<sup>7</sup> DFAT、「カンントリーレポート」、2019年10月21日、[url](#)。

<sup>8</sup> 中国法翻訳、「2017年宗教関係規則」、2017年9月7日、[url](#)。

<sup>9</sup> CECC、「2018年版年次報告書」2018年10月10日、[url](#)。

<sup>10</sup> CFR、「中国におけるキリスト教」、2018年10月11日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

教的目的のための移動、及び児童の宗教教育に対する統制を強化した。  
2018年3月にはオンライン小売業者が聖書の販売を禁止された。」<sup>11</sup>

### 3.2.5 2018年の出来事を取り上げた米国国務省（USSD：US State Department）の「世界の宗教の自由」（IRF）という報告書（2018年版USSD IRF報告書）によると、

「憲法では、市民は「信教の自由」を有すると規定しているが、宗教的慣行の保護を「正常な宗教活動」に制限している。憲法では「正常」を定義していない。憲法によると、公共の秩序を混乱させる、市民の健康を阻害する、又は教育制度に干渉する目的で宗教を使用してはならない。憲法では宗教的信念を持つ権利又は持たない権利を規定している。国家機関、公共団体及び個人は、「何らかの宗教を信仰する、又は信仰しない」市民を差別してはならない。法律では、憲法によって与えられる宗教の自由の保護を根拠に、政府を相手取って法的措置を講じることを認めていない。刑法では、政府当局者が市民の宗教の自由を侵害した場合、国が当人を2年以下の懲役に処すことを認めている。」

「中国共産党（CCP）党员及び軍隊員は無神論者であることを要求され、宗教的慣行に関与することを禁じられる。党员又は軍隊員が宗教団体に属していると認められた場合、除籍対象となるが、これらのルールは普遍的に執行されているわけではない。公務員は明らかに大多数がCCP党员であり、党员資格は政府キャリアで成功するための必須条件であると幅広く捉えられている。宗教的な信念と慣行に対するこれらの制限は、引退したCCP幹部や党员にも適用される。法律では一部の宗教団体又は霊的団体を禁じている。刑法では禁止対象団体を「カルト組織」と定義し、そうした団体に所属する個人の刑事訴追を規定し、最長で終身刑の罰則を規定している。」<sup>12</sup>

### 3.2.6 2019年版DFAT報告書の指摘によると、

「中国の法律では5つの宗教（仏教、道教、イスラム教、カトリック主義及びプロテスタント主義）を認識し、これらの教徒は政府の愛国協会（登録宗教団体の活動をCCPに代わり規制及び監視することを追求する政府系組織）に登録しなければならない。これらの団体は外国の協会（例えばバチカン）から独立していなければならない。（中略）RRAでは学校での宗教教育を制限し；宗教的祝賀の時期と場所を制限し；違法な宗教的行事又は資金集めを企画した者に罰金を課し；宗教的訓練機関の承認と監視及びオンライン宗教活動の監視の手順を細かく規定し；100,000人民元（20,750オーストラリアドル）を超える寄付を全て報告する旨の要件を細かく規定し；登録宗教団体が未承認の文献を配布すること、未登録宗教団体と連帯すること、及び外国からの寄付を受け入れること（以前は許可されていた）を禁じ；外国人による布教活動を禁じている。外国NGO法（Foreign NGO Law）における並行規定でも、外国人が中国の宗教団体に資金を寄付すること、又はそれらの代理として資金を集めることを禁じている。」<sup>13</sup>

[目次に戻る](#)

<sup>11</sup> フリーダムハウス、「世界の自由2019年版」、2019年2月4日、[url](#)。

<sup>12</sup> USSD、「2018年版世界の宗教の自由に関する報告書」、2019年6月21日、[url](#)。

<sup>13</sup> DFAT、「カントリーレポート」、2019年10月3日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

セクション4更新日：2019年10月23日

## 4. キリスト教徒

### 4.1 登録団体と未登録団体

#### 4.1.1 2017年2月に公表された、中国の精神のための闘いに関するフリーダムハウスの特別報告書（フリーダムハウス特別報告書）の指摘によると、

「キリスト教の普及は、登録協会で礼拝する18歳以上の信者しか勘定していない公式統計からさえも明らかである。これらの数字から、プロテスタントが1982年の300万人から2014年には2,900万人へと、10倍近くに増えたことが分かる。おそらく、過去10年間で最も目に見える形でのキリスト教の成長は、都市部の中国人の間で発生した。これは一部の学者が「実力者キリスト教徒」と名付けた、裕福で高学歴の専門家や起業家のキリスト教徒の出現に繋がった。とは言え、キリスト教は農村部でも普及している。」

「中国当局は、「愛国」協会と提携し、政治的に吟味された聖職者が率いる、国公認の協会に参加することを — 時には強制的に — 奨励することにより、キリスト教徒の監視と統制を追求する。宗教指導者や教徒は神学的又は実践的理由で登録を拒否すると、礼拝場所を閉鎖され、拘留、殴打、解雇、又は投獄に直面するリスクを負う。」<sup>14</sup>

#### 4.1.2 DFATの指摘によると、「登録宗教団体は、未承認の文献を配布してはならず、また未登録宗教団体と連帯してはならない。」<sup>15</sup>

#### 4.1.3 米国外交問題評議会（CFR）の「中国におけるキリスト教」という2018年10月の報告書の指摘によると、「中国ではキリスト教を3つの主要機関、即ち三自愛国運動（Three-Self Patriotic Movement）、中国キリスト教協会（China Christian Council）及び中国天主教愛国会（Chinese Patriotic Catholic Association）が監督している。国が認可するキリスト教団体として登録するには、宗教指導者が教義を政府及びCCPの考え方に「適応」させる研修を受けなければならない。中国はカトリック教とプロテスタント教以外、キリスト教宗派を区別していない。」<sup>16</sup>

#### 4.1.4 世界キリスト教連帯（CSW : Christian Solidarity Worldwide）の指摘によると、「中国の宗教団体は政府に登録して、サービスの保有及び日々の宗教活動の実施を許可されなければならない（以下略）。」<sup>17</sup>

#### 4.1.5 2018年10月のDFAT報告書によると、中国のキリスト教徒との関連で、

「未登録の国教徒は公式教会の教徒数を上回り、2対1の比率に近い。中国で国公認のカトリック教会と（非宗派的）プロテスタント教会に加え、SARAは歴史的に、友人や家族が公式登録を経なくても小規模な非公式の祈祷集会を開くことを許可してきた。これは、登録キリスト教徒機関

<sup>14</sup> フリーダムハウス、「特別報告書 - 中国の精神のための闘い」、2017年2月、[url](#)。

<sup>15</sup> DFAT、「カントリーレポート」、2019年10月21日、[url](#)。

<sup>16</sup> CFR、「中国におけるキリスト教」、2018年10月11日、[url](#)。

<sup>17</sup> CSW、「容赦ない弾圧に直面する中での「忠実な不服従」」、2019年2月1日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

における宗教礼拝の統制された性質と相まって、中国の農村部と都市部の双方における、かなりの規模の未登録キリスト教徒コミュニティの拡散に繋がってきた。独立系教会は、別名「家庭」教会（プロテスタント団体の場合）及び「地下」教会（カトリック団体の場合）としても知られ、信者が自宅又は他の礼拝場所を生み出す、私的な宗教上の場である。

「家庭」又は「地下」教会は規模が多様で、参加者は約30人から、多いところでは数千人に及ぶ。近年、登録教会と未登録教会の双方で国家統制が強化されてきており、例として、教会の屋根から数百もの十字架を撤去する、教会の強制解体、及びキリスト教の牧師や司祭に対する嫌がらせや投獄など、標的を絞った運動が挙げられる。一部の教会は当局者からの敵視を避けるべく、意図的に数を制限している。政府当局者は、外国と提携している教会、或いは大規模又は影響力のある地元ネットワークを開発する教会を丹念に調べる傾向が強く、家庭教会は宗教教育を「中国化」するよう圧力を掛けられている。」

「登録教会と未登録教会双方の指導者は、普通の礼拝者より厳格な精査の対象となり、また登録教会の指導者は国外渡航する際に許可を得なければならぬ。教会指導者は（登録又は未登録のいずれを問わず）、信徒の代わりに、又は別の形で抗議活動に参加すると、公式な制裁措置を受けるリスクが高くなるが、これは当人の宗教的な提携又は慣行よりは行動主義に関連するものと考えられる。」<sup>18</sup>

[目次に戻る](#)

## 4.2 慣行

### 4.2.1 フリーダムハウス特別報告書の指摘によると、

「中国人キリスト教徒の慣行には、日曜礼拝、少人数での聖書勉強会及び祈祷集会、聖餐式、及び洗礼式など、標準的な活動が含まれる。中国人カトリック教徒はクリスマス、イースター、ペンテコステ、聖母の被昇天の祝祭を特別に祝う（大ミサ）。中国人プロテスタントもクリスマスとイースターを祝う。一部の中国人キリスト教徒は、特に農村部で、祖先崇拝又は風水など中国の民間伝統とキリスト教の民間伝統を融合する「統合型」慣行にも参加する。」<sup>19</sup>

[目次に戻る](#)

セクション5更新日：2019年10月23日

## 5. 国による登録キリスト教団体の処遇

### 5.1 キリスト教に対する国の全般的アプローチ

#### 5.1.1 フリーダムハウス特別報告書によると、

「2014年前半以降、地方当局は「西洋の」価値観の脅威及び宗教を「中国化」する必要性に基づく当局者のレトリックの中でキリスト教の普及を阻

<sup>18</sup> DFAT、「カンントリーレポート」、2019年10月3日、[url](#)。

<sup>19</sup> フリーダムハウス、「特別報告書 - 中国の精神のための闘い」、2017年2月、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

止しようとする取り組みを強化してきた。彼らは、以前は希であった様々な形態の抑圧、例えば国公認の教会や指導者を標的にする、キリスト教徒の事件を引き受ける人権弁護士を逮捕する、及びクリスマスの祝賀を妨害するといった抑圧に訴えるようになってきた。」

「抑圧の高まりは相応に、公式な「愛国」教会の有力メンバーを含め、教会指導者や信者からの強気の反応を誘発した。キリスト教徒は合同書簡を公表し、式典をボイコットし、屋外で礼拝し、法的権利を主張し、そして体を張って解体又は十字架撤去を阻止した。多数のキリスト教徒が、国家統制の影響を低減すべく、慈善活動への宗教的アウトリーチの導入、山岳地帯での私的訓練への参加、或いは迫害の可能性を低減するための地元当局者との協力関係の開拓など、より繊細な戦術も取る」<sup>20</sup>

- 5.1.2 CSWが「宗教の自由又は完全なる信念」というブログの中で指摘したところによると、2018年2月1日に宗教関係に関する改訂規則が発効して以来、河南（Henan）省だけでも7,000本以上の十字架が撤去されたという報告があった。

「改訂規則の発効に続き、当局は中国全土にわたり相変わらず、礼拝者に嫌がらせを行い、国が承認した教会での宗教的儀式を建物から宗教的象徴を撤去することによって制限し、18歳未満の宗教活動を禁じ、教会に対し強制的にカメラを設置させ、共産党賛美歌を歌わせた。」<sup>21</sup>

- 5.1.3 米国国際宗教の自由委員会（USCIRF : United States Commission on International Religious Freedom）による、2018年の出来事を取り上げた2019年版年次報告書（2019年版USCIRF報告書）によると、

「複数の宗教の自由唱導者によると、5,000人余りのキリスト教徒と1,000人余りの教会指導者が2018年中、信仰又は宗教的慣行を理由に逮捕された（ほとんどは短期間の拘留に留まり、刑事告訴に繋がらなかった）。」

「当局は数千もの教会又は宗教の地を閉鎖又は解体した。その例として北京（Beijing）の錫安（Zion）教会、山西（Shanxi）省の金灯台（Golden Lampstand）教会、広東（Guangdong）省の聖書改革派（Bible Reformed）教会、大衛之家（House of David）教会、及び容桂里（Rongguili Lane）教会が挙げられる。

「2018年を通じ、当局が十字架、イエスの絵及びその他、キリスト教信仰の象徴を習近平（Xi Jinping）の画像に差し替えようとしたという報告が多数あった。河南省では、地元当局が教会に対し、十戒のリストから最初の戒律を削除するよう要求し、これは神に対する忠誠をCCPに対する忠誠より上に置いているという理由によるものであった。閉鎖されずに済んだ家庭教会でさえ、宗教活動を行う能力に対する制限の強化に直面し、（2018年）4月には政府が聖書のオンライン販売を禁止した。」<sup>22</sup>

[目次に戻る](#)

## 5.2 カトリック教徒の処遇

<sup>20</sup> フリーダムハウス、「特別報告書 - 中国の精神のための闘い」、2017年2月、[url](#)。

<sup>21</sup> CSW、「容赦ない弾圧に直面する中での「忠実な不服従」」、2019年2月1日、[url](#)。

<sup>22</sup> USCIRF、「2019年版年次報告書」、2019年4月、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.2.1 フリーダムハウス特別報告書の指摘によると、「中国政府とバチカンの関係は、前向きな打開策が目前に迫っていると見られる。報告によると両者は、40余りの欠員が出た時点で教皇と共産党の両者にとって許容可能な司教任命に関する合意に向けて尽力しているとのことである。」<sup>23</sup>

5.2.2 2018年版CECC年次報告書の指摘によると、

「中国の当局者は、国際的標準の下で中国人カトリック教団が、カトリックの宗教的信念によって要求される通りに選任され職務を果たす聖職者によって導かれる自由を阻害している。当局者は依然、司祭は「自己選出及び自己任命」される、つまり、政府と党の当局者と相談した上で愛国的宗教団体を通じて選出され、その後、中国人司教によって任命されるべきであると主張し続けた。時には「地下カトリック教徒」としても知られ、多数の中国人カトリック教徒は、正当な教會的權威は法王の権能によってのみ付与され得ると信じているため、そうした司教の職務を避けており、また彼らは中国人カトリック教徒向けの愛国的宗教協会、即ちカトリック愛国協会（CPA）との提携にも反対している。」

「教皇庁はCPAについて、「カトリックの教義と相容れない」と宣言したが、何故ならCPAは中国人司教及び教会コミュニティに対する権限を主張する一方、中国政府から支援を受け、教皇庁からの独立を維持しているからである。外国メディアの報道によると、地方当局者が地下カトリック指導者に対し、福建（Fujian）省、河北（Hebei）省及び浙江（Zhejiang）省においてCPAに加入するよう、場合によっては司教を当局者が1～7か月間にわたり拘留することによって圧力を掛けた。」

「中国政府と教皇庁は、司教任命制度に対する統制権に関する交渉を続けた。2018年9月、ウォールストリートジャーナル（Wall Street Journal）の報道によると、合意が差し迫っていた。この取引の下、中国当局は、教皇庁が拒否権を発動できると思われる将来の中国人司教を指名すると予想される。教皇庁も、国から承認された7名の「非正当な司教」を認識すると思われる。教皇庁は2017年12月、2名の地下司教に対し、国が支援するこれらの司教のうち2名に道を譲る形で辞任するよう指示していた。報告によると、両者は署名後に合意を公表しない旨、同意していた。」

「（中略）国内レベルでは、カトリック教徒向けに国公認の2つの国家的宗教団体が、それぞれの管轄下の全ての教区に対し、中国におけるカトリック教を「中国化」すべく2018年5月に可決された5か年計画の実施に向けた、地元での計画について報告するよう指示を出した。カトリック教の「中国化」を、或る政府最高幹部が、カトリックの教義の解釈を中国の発展と伝統文化によって要求される内容に適応させるものと説明している。」<sup>24</sup>

5.2.3 2019年版USCIRF報告書の指摘によると、

「2018年9月22日、バチカンと中国は暫定合意に達し、この合意の下、法王は、中国政府による将来の任命に対する拒否権発動の見返りに、破門されていた国営の中国カトリック愛国協会（CCPA）所属の司教7名を復帰させるものと思われる。この取引は中国人カトリック教徒の間で論争となっ

<sup>23</sup> フリーダムハウス、「特別報告書 - 中国の精神のための闘い」、2017年2月、[url](#)。

<sup>24</sup> CECC、「2018年版年次報告書」、2018年10月10日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

たが、それは特に、中国政府が地下教会の聖職者や教徒に対してCCPAに加入するよう圧力を掛けることの正当化事由として引き合いに出したからである（推定で中国のカトリック教徒の半分は地下教会で礼拝している）」<sup>25</sup>

#### 5.2.4 2019年6月28日のロイター（Reuters）の報道によると、

「バチカンが中国の共産党政権に対し、（中略）法王に対して無条件に忠実であり続け、曖昧な公式登録様式への署名を拒否することを希望するカトリック聖職者への脅迫を止めるよう要求した。（中略）中国の法律の下、司祭及び司教は国に登録しなければならない。彼らは中国における教会の独立、自律及び自己管理の原則を受諾する様式にも署名しなければならない。一部の者は拒否し、これが彼らの宗教指導者としての法王に対する忠誠心と、教義事案に関する地方教会の独立性が阻害されてしまう可能性があることを恐れた。」<sup>26</sup>

#### 5.2.5 2019年版DFAT報告書の指摘によると、

「中国カトリック愛国協会（CCPA）は中国におけるカトリック教関連事項を、司教の任命を含め、1957年から管理してきた。CCPAは、司教を任命する教皇庁の権限を認識していない。バチカン（台湾を認識している）とPRCの関係は時間の経過と共に変化してきた。（中略）、過去には、地方当局が司祭に対し、事前に説教と祈りを提出して承認を求めるよう要求し、また定期的に信徒の氏名と住所を報告するよう要求した。情報筋の報告によると、これはもう、カトリック教会が長期間にわたり地元当局者との信頼を築いてきた地域では要求されなくなっている。」<sup>27</sup>

[目次に戻る](#)

### 5.3 プロテスタントの処遇

#### 5.3.1 2019年版DFAT報告書の指摘によると、

「1949年に設立された三自愛国運動（TSPM）が中国の「非宗派的」プロテスタント教会を統括し、教徒は推定2,300万～3,000万人である（公式統計）。「三自」は自己管理、自己資金調達及び自己福音という、教会の三原則を意味する中国語の略称である。中国キリスト教協会（CCC）とTSPMが、約60,000の登録プロテスタント教会と数十万の提携集会所を監督する。」<sup>28</sup>

#### 5.3.2 2018年版CECC年次報告書の指摘によると、

「党と政府当局者は、推定600万～800万人とされる中国人プロテスタント教徒の宗教活動に対する制限を維持し、一部の信者が宗教活動を理由に嫌がらせ、監視、拘留、投獄及び他の虐待を受けている。」

「中国共産党の習近平首席が促進する「中国化」運動の下、当局者は、国公認の登録プロテスタント団体に対する統制の強化と、未登録団体に政府

<sup>25</sup> USCIRF、「2019年版年次報告書」、2019年4月、[url](#)。

<sup>26</sup> ロイター、「バチカン曰く、中国は法王に忠実なカトリック教徒を脅迫している」、2019年6月28日、[url](#)。

<sup>27</sup> DFAT、「カントリーレポート」、2019年10月3日、[url](#)。

<sup>28</sup> DFAT、「カントリーレポート」、2017年12月21日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

による精査と規制に従うよう圧力を掛ける苛酷な措置の使用によって、プロテスタントコミュニティを党の利益とイデオロギーに沿うものにしようとしてきた。一部の地方地域で公式に認可を受けたプロテスタント教会に対する当局者の統制を強化する形で実施されてきた措置の例として、監視カメラの設置、教会建物からの十字架の撤去命令、及び宗教活動を監視する公式な村レベル集団の創設が挙げられる。習近平の指導の下、当局者は登録プロテスタントコミュニティの宗教関連の事案や活動に対し、さらなる影響力を及ぼす計画を立てた。」<sup>29</sup>

### 5.3.3 2019年3月のバルナバスファンド (Barnabus Fund) の報告によると、キリスト教徒の抗議は無視され、当局は十字架を教会から撤去した。同報告では続けて以下のように指摘した。

「当局は(2019年)2月10日、中国江蘇 (Jiangsu) 省の或る登録教会の屋根から、キリスト教徒の抗議をよそに、十字架を撤去した。建設業者がクレーンと共に城東 (Chengdong) キリスト教会に到着し、大きな十字架を4階建ての建物から吊り上げた。その隣で国旗がはためいていた。同協会の3,000人強の信徒のうち20人余りがその場に居た。多数の人々が撤去に抗議し、他の人々はさらなる祈りを呼び掛けた。城東キリスト教会は、2007年に公式登録された政府公認の「三自」教会である。」

「前年、公式の「三自」教会と、中国では「家庭教会」として知られる非公式の信徒に対する政府の措置が激化したが、中国には少なくとも1億5,000万人、或いは2億人のキリスト教徒が居るとされる。」

「2018年11月、河南 (Henan) 省の或る「三自」教会が政府当局者から、第1の戒律を掲示から消すよう命じられた。同じく河南省で2018年、焦作 (Jiaozuo) 市、商丘 (Shangqiu) 市及び安陽 (Anyang) 市の教会で十字架が解体され、また4月半ば、鞏義 (Gongyi) 市の或る教会が強制的に解体された。」<sup>30</sup>

### 5.3.4 国際キリスト教コンサーン (International Christian Concern) の指摘によると、「中国政府は次第に、国が支援する三自愛国教会をキリスト教弾圧に含めるようになってきた」<sup>31</sup>

### 5.3.5 ビターウィンター (Bitter Winter) が2019年6月の「監視カメラが三自教会を包囲」と題する記事で指摘したところによると、

「(2019年)2月、東部の江蘇省淮安 (Huai'an) 市淮陰 (Huaiyin) 地区のプロテスタント三自愛国運動の議長が或る報告書の中で、同地区内の170箇所政府公認プロテスタント教会のうち155箇所に監視カメラが設置され、これらのうち120箇所は正規の政府ビデオ監視網に接続されている一方、残りは公安機関の監視網に接続されていると述べた。(中略) 録画機能と録音機能付きの監視カメラも多数、同地区内に在る丁集 (Dingji) 街の三自教会に設置されている。監視カメラは中庭の正面と後方、礼拝堂、及びロビーから見える。」<sup>32</sup>

<sup>29</sup> CECC、「2018年版年次報告書」、2018年10月10日、[url](#)。

<sup>30</sup> バルナバスファンド、「十字架が解体される中、キリスト教徒の抗議は無視された」、2019年3月5日、[url](#)。

<sup>31</sup> 国際キリスト教コンサーン、「中国は(中略)の説教許可を取り消す」、2019年3月26日、[url](#)。

<sup>32</sup> ビターウィンター、「監視カメラが三自教会を包囲」、2019年6月9日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

[目次に戻る](#)

セクション6更新日：2019年7月31日

## 6. 国による未登録キリスト教団体の処遇

### 6.1.1 フリーダムハウス特別報告書によると、

「宗教指導者や教徒は神学的又は実践的理由で登録を拒否すると、礼拝場所を閉鎖され、拘留、殴打、解雇、又は投獄に直面するリスクを負う。」

「新たに始まった、「異端宗教」として指定された準キリスト教団体に対する弾圧の結果、400人以上の宗教指導者と一般信者が投獄された。」<sup>33</sup>

### 6.1.2 2018年版CECC年次報告書によると、

「未登録教会コミュニティ（一般的に「家庭教会」と呼ばれる）は、当局者が彼らに対し、愛国的宗教協会の庇護下に登録するよう圧力を掛けようとしたことから、付加的な迫害に直面した。以前の数年間と同様に、プロテスタント家庭教会は教会集会中の強制捜査や、会合空間からの強制退去に直面し続けた。」

「複数の事例において、雲南（Yunnan）省の当局がPRC刑法（Criminal Law）第300条の下で「法律の施行を弱体化させる目的でのカルト教団の組織化及び使用」を理由に家庭教会メンバーを拘留し、訴追し続けた。2016年10月以降、報告によると約200人が拘留され、うち6人が2017年12月に判決を言い渡された。党の規律検査を担当する雲南省レベルのグループ向けに作成された或る報告書の中で、或る県レベルの党委員会がカルト教団防止活動を、「イデオロギー的労働責任制度の不十分な実施の是正」を狙いとする様々な措置の1つであると説明した。同じカテゴリーに属する他の措置の例として「外国の非政府機関（NGO）及び財団を対象とする浄化運動」が含まれる。2018年5月、浙江省内のプロテスタント向けの国公認の宗教団体が、「違法」宗教の促進を理由に、1つの家庭教会を禁止する声明を出した。」<sup>34</sup>

### 6.1.3 米国外交問題評議会が2018年10月に公表した「中国におけるキリスト教」という背景資料で指摘したところによると、

「地下家庭教会は、国公認のキリスト教会と並行して存在する。これらの信徒団は政府のガイドラインから外れて活動し、彼らに対する党当局による規制は総じて地元指導者によって決定される。複数の世論調査グループによると、公式のキリスト教団体とほぼ同様に、加入者は諸地域にまたがって増えている。パーデュー大学付属宗教・中国社会研究所の楊鳳岡教授の推定によると、9,300万～1億1,500万人のプロテスタントが中国に居るが、公式に登録された教会に参加するのは3,000万人未満である。他のキリスト教団体による推定では、もっと多い。」<sup>35</sup>

<sup>33</sup> フリーダムハウス、「特別報告書 - 中国の精神のための闘い」、2017年2月、[url](#)。

<sup>34</sup> CECC、「2018年版年次報告書」2018年10月10日、[url](#)。

<sup>35</sup> CFR、「中国におけるキリスト教」、2018年10月11日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.1.4 CSWが2019年2月に指摘したところによると、「河南省のキリスト教徒からも、省全域にわたり未登録教会が当局によって強制的に閉鎖されているという報告があった。」<sup>36</sup>

6.1.5 チャイナエイド (China Aid) (中国における「人権」侵害と「宗教の自由」に関する意識高揚に焦点を当てる、米国を拠点とするキリスト教NGO)の2018年版年次報告書の指摘によると、

「全国にわたる影響力のある巨大家庭教会の禁止、インターネット上でのそれらの存在の抹消、及び福音主義組織によるインターネット上での福音の宣言の禁止；予備的な家庭教会に三自教会に加入させる又は解散させること；福音主義を理由とする家庭教会聖職者の資格剥奪；及び最終的に教会を疲弊させるための「違法宗教活動」という名目での家庭教会に対する罰金及び他の行政処分の悪用を含め、全ての家庭教会の排除に向けた試みが為された。」

「(2018年)2月1日以降、唐河 (Tanghe) 県政府は全ての家庭教会に対し、三自教会に登録するよう要求し、応じない場合は解散させられることになる。地元の宗教関係部門と公安部門が合同で、家庭教会に対して攻撃的措置を講じた結果、多数の家庭教会が解散させられ、教会メンバーは地元の三自教会に登録させられた。誰かの自宅で集団礼拝中に逮捕された信者は、30,000元 (4,464.45米ドル) の罰金を科せられた。」<sup>37</sup>

6.1.6 2019年版USCIRF報告書の指摘によると、

「2018年、少なくとも2名の地下教会司教が政府公認の司教に取って代わられた。(2018年の)10月と11月、河北省の或る地下教会に所属する4人の司祭が警察に連行され、CCPAの司教と強制的に面会させられ、CCPAの司教は国営教会に加入するよう彼らの説得を試みた。(2018年)11月9日、浙江省の地元当局は邵祝敏 (Peter Shao Zhumin) 司教を拘留したが告訴には至らず、彼は14日後に、2017年12月に逮捕されていた麗水市のルー・タンホア (Lu Danhua) 神父と一緒に釈放された。加えて、中国当局が地下カトリック教会を閉鎖し、十字架を破壊し、聖書及び他の宗教資料を押収するなど、宗教活動を制限又は邪魔したという報告が幅広く存在した。弾圧は特に河南省で激しく、教会は18歳未満の児童は日曜学校などのサービスに参加することを禁じられる旨の通告を受けた。」

「中国政府は国営の三自愛国運動への加入を拒否したプロテスタント団体への弾圧も激化させた(推定によるとプロテスタントの礼拝の半分乃至3分の2は未登録家庭教会で行われていた)。

「閉鎖されずに済んだ家庭教会でさえ、宗教活動を行う能力に対する制限の強化に直面し、(2018年)4月には政府が聖書のオンライン販売を禁止した。」

「(2018年)12月9日、四川 (Sichuan) 省成都 (Chengdu) 市の秋雨聖約 (Early Rain Covenant) 教会を警察官が家宅捜索し、ワン・イー (Wang Yi) 牧師と100名余りの信徒を逮捕した。後に釈放された信徒の一部は、警察から殴打され、教会と絶縁する旨の誓約書に強制的に署名さ

<sup>36</sup> CSW、「容赦ない弾圧に直面する中での「忠実な不服従」」、2019年2月1日、[url](#)。

<sup>37</sup> チャイナエイド、「2018年版年次報告書」、2019年2月28日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

せられたと主張した。2018年12月、ワン牧師は妻と共に「国家権力の転覆」を扇動したとの理由で告訴され、（2018年の）報告対象期間の終了時点で彼らは依然、裁判を待ちながら秘密拘留されたままであった。」<sup>38</sup>

#### 6.1.7 ビターウィンターの2019年5月の「家庭教会が党に対する不服従を理由に閉鎖」という記事によると、

「新たな宗教関係規則が2018年2月に発効して以来、中国当局はプロテスタント家庭教会に公式の三自教会への加入を命じることによってキリスト教の成長の抑止を試みており、命令に従わない教会は閉鎖される。今年（2019年）2月、中国北部の山西（Shanxi）省运城（Yuncheng）市で、或る家庭教会の指導者が三自教会への加入を拒否した後、地元当局が教会を家宅捜索した。この教会の信徒がビターウィンターに伝えたところによると、昨年以降、政府職員が定期的に教会を訪れて嫌がらせを行い、彼らを「公式教会」に転じさせようとした。圧力を掛ける手段として、当局は集会を監視すべく、教会の玄関に監視カメラを設置した。」<sup>39</sup>

#### 6.1.8 2018年版USSD IRF報告書の指摘によると、

「国務院による宗教関係規則の改定では、未登録宗教団体に対する既存の要件を強化し、また未登録団体に対し、5つの国公認の宗教協会のうち1つと提携することにより、宗教活動を合法的に行えるようにするよう要求している。個人は未公認の宗教活動に参加した場合、刑事罰及び行政処分の対象となる。」

「警察は宗教団体の指導者やメンバー、大抵は未登録団体と繋がりがある者を、国公認の「愛国宗教協会」に加入させる一環として逮捕したり、別の形で拘留した。警察が逮捕及び拘留中に暴力や殴打を加えたという報告が複数あった。報告によると、当局は曖昧又は不十分な罪状を、時には宗教活動との関連で使用し、宗教団体の指導者やメンバーを有罪にして数年間の懲役に処した。既に拘留されていた一部の人々は釈放された。」<sup>40</sup>

#### 6.1.9 ビターウィンターの「山西省で100名以上の家庭教会信者が信仰を放棄しなければ逮捕の脅威に曝された」という記事によると、「ここ数か月間で多数の家庭教会が閉鎖され、キリスト教徒が全国で逮捕された。中国東部、浙江省台州市では、（2019年）3月から4月の期間だけで少なくとも10箇所の家教会が閉鎖された。」<sup>41</sup>

#### 6.1.10 国際キリスト教コンサーンの2019年5月の報告によると、

「（2019年4月23日、中華福音団契（CGF : China Gospel Fellowship）という大規模な家庭教会ネットワークに属する北京の載道（Zaidao）教会が、海淀区民族宗教局（Haidian District Ethnic and Religious Bureau）、国家安全部（State Security）及び学院路（Xueyuan Road）準地区事務所の当局者による視察を受けた。当局者は同協会に地元の三自教会への加入を要求した。拒否する場合、三自教会である海淀教会に連絡し、保安研修に参

<sup>38</sup> USCIRF、「2019年版年次報告書」、2019年4月、[url](#)。

<sup>39</sup> ビターウィンター、「家庭教会が党に対する不服従を理由に閉鎖」、2019年5月1日、[url](#)。

<sup>40</sup> USSD、「2018年版世界の宗教の自由に関する報告書」、2019年6月21日、[url](#)。

<sup>41</sup> ビターウィンター、「山西省で100名以上の家庭教会信者が、、、」、2019年7月7日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

加し、載道教会という名称の使用を止め、「北京榮煜 (Rongyu) ビル集会所」に改称するよう指示された。教会の規模縮小も要求された。)

「教会はこれらの要請の遂行を怠る場合、他の2つの著名な北京の家庭教会、守望 (Shouwang) 教会と錫安教会と同じ運命に直面することになり、これらの教会では数千人ものメンバーが集会を禁じられ、地元当局から嫌がらせや監視を受けている。」

「北京を拠点とする或るキリスト教学者がICCに伝えたところによると、「これまでのところ、三自教会に強制加入させる、さもなければ活動を止めさせることを狙いとして地方政府による様々な戦術で抑圧された教会が全国に存在する。拒否すると禁止処分となる、或いは教会を閉鎖しなければならない。」<sup>42</sup>

#### 6.1.11 2019年版DFAT報告書によると、

「中国の未登録プロテスタントの推定数は、約3,000万人から6,000万人超の範囲で変動する。未登録プロテスタント教会は、違法な状態を理由に当局から虐待を受けるリスクを負う。虐待の例として家宅捜索や教会財産の破壊、政府公認の宗教団体に加入又は報告させようとする圧力、また時々、暴力及び刑事制裁処分、特に地元当局との土地紛争への対応措置が挙げられる。DFATは、当局が家庭教会に対し、電力を切断する又は地主にメンバーを強制退去させることによって圧力を掛けるという報告を承知しているが、これを検証できない。家庭教会の一部のメンバーが、登録教会施設を結婚式に使用することができる、又は聖書を購入できると主張している。他のメンバーは、違法教会との関連を理由にホテル又はレストランなど商業施設を借りることすら困難であると報告した。複数のキリスト教団体の報告によると、家庭教会のメンバーが2017年にTSPMへの登録拒否を理由に逮捕され、また複数のキリスト教学校が児童の「洗脳」を理由に閉鎖された。」

「浙江省政府による2013年の都市刷新運動は、数百もの未登録教会が解体される事態に繋がった。2017年の米国国際宗教の自由委員会の報告によると、2014年以降、1,500箇所以上の教会が解体又は十字架を撤去された。政府はこの運動に反対した教会指導者を、治安紊乱罪で重い懲役刑（最長14年）に処したほか、横領など明らかに無関係の罪で処罰した。2019年5月の報道及びキリスト教擁護団体の報告によると、政府は2019年4月に「ゼロへの回帰」と称する新たな運動を立ち上げ、これは地下家庭教会の撲滅と、国公認の厳しく制限されるTPSM教会のみ引き続き機能する状態の確保を狙いである。当局は、教会指導者を弁護する弁護士も標的にしてきた。」

「外国からの影響に対する政府の敏感さが高まると、未登録教会の有力メンバーの国外渡航が、特に宗教関連行事が目的の場合に困難となり、また外国の教会団体が中国で登録教会と一緒に仕事をする、又は連絡を取り合うことも困難になる。複数のNGOの報告によると、中国本土のキリスト教徒が宗教活動を目的に香港 (Hong Kong) 又はマカオ (Macau) に渡航することや、香港及びマカオからキリスト教関連のNGO又は活動家が本土に渡航することが、より困難になっている。DFATの評価としては、未登録教会のメンバーが人権活動に参加する場合、公的な差別や暴力を受けるリス

<sup>42</sup> 国際キリスト教コンサーン、「中国は家庭教会を消滅させたがっている」、2019年5月15日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

クが高くなり、家族も同様である。」<sup>43</sup>

[目次に戻る](#)

## 6.2 カルト教団

### 6.2.1 2017年1月のロイターの報道によると、

「中国は所謂「カルト教団」に対し、水曜日（2017年1月25日）に公表された、政府当局者又は児童を相手に布教を行う集団或いは外国の集団と連携する集団に厳罰を命ずるという、新たな司法解釈を手段として、弾圧をさらに進めるであろう。（中略）当局は既に、カルト教団と見なす近年増加してきた集団を追跡しており、デモは武力で制圧され、一部の派閥指導者は処刑された。」

「最高人民法院（Supreme People's Court）と国家検察官が公表した司法解釈では、違反者が厳罰に処せられることになる7つの領域を挙げており、公の場でのカルト活動の実行、或いは児童又は国家官僚の勧誘が含まれる。」

「この解釈によると、あまり深刻でないと思われる場合、つまり信者が悔い改めてカルト教団を脱退する場合、或いは強制的にカルト教団に加入させられていた場合、処罰を科せられずに済むという選択肢がある。」<sup>44</sup>

### 6.2.2 ビターウィンターが「宗教的迫害の主な手段である邪教（Xie Jiao）のリスト」という記事で指摘したところによると、

「2017年9月18日、改良された中国反カルト教団のウェブサイトに、2014年にリストが公開されていた禁止対象集団のリストが再掲載された。合計20の集団のうち、11が「危険」としてあげられた。1：法輪功（Falun Gong）、2：全能神教会（Church of Almighty God）、3：シャウターズ（The Shouters）、4：門徒会（Disciples Society）、5：統一教会（Unification Church）、6：観音法（Guanyin Method）、7：血水圣灵（Bloody Holy Spirit）、8：全範囲教会（Full Scope Church）、9：三班僕人（Three Grades of Servants）、10：灵仙真佛宗（True Buddha School）、11：中華大陸行政執事所（Mainland China Administrative Deacon Station）。加えて、同ウェブサイトではさらに、次に挙げる9つの集団に「警戒する」よう警告している：灵灵教（Lingling Church）、被立王（Anointed King）、天父的儿女（Children of God）、达米宣教会（Dami Mission）、新約教会（New Testament Church）、世界以利亚福音宣教会（World Elijah Gospel Mission Society）、主神教（Lord God Sect）、圓頓法門（Yuandun Dharma Gate）、及び華南教会（South China Church）。このリストから、2種類の集団、即ち11の主要（「危険」）集団とその他9つ、合計20の集団が存在すると見られる。」<sup>45</sup>

### 6.2.3 ヒューマンライツウォッチ（HRW：Human Rights Watch）が2018年の出来事を取り上げたワールドレポートで指摘したところによると、「政府は自らの統制が及ばない多数の宗教団体を「邪教」として分類し、メンバー

<sup>43</sup> DFAT、「カントリーレポート」、2019年10月3日、[url](#)。

<sup>44</sup> ロイター、「中国は「カルト」活動をさらに弾圧」、2017年1月25日、[url](#)。

<sup>45</sup> ビターウィンター、「宗教的迫害の主な手段である邪教のリスト」、2018年11月11日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

を警察による嫌がらせ、拷問、恣意的逮捕及び投獄の対象にしている。」<sup>46</sup>

#### 6.2.4 2017年版USSD IRF報告書の指摘によると、

「法律では一部の宗教団体又は霊的団体を禁じている。刑法では禁止対象団体を「カルト組織」と定義し、そうした団体に所属する個人の刑事訴追を規定し、最長で終身刑の罰則を規定している。そうした指定の判定基準、又は異議申し立て手順は公表されていない。国家安全保障に関する法律では「カルト組織」を明示的に禁じている。CCPは、法輪功及び他の同様の組織を排除すべく、超法規的な、党が運用する安全保障手段を維持している。（中略）政府は複数のキリスト教団体も、呼喊派、全能神教会（別名、東方閃電（Eastern Lightning））、門徒教会、全範囲教会、霊霊教、新約教会、三班僕人、門徒連合会（Association of Disciples）、ロードゴッド（Lord God）宗教集団、エスタブリッシュト・キング・チャーチ（Established King Church）、世界平和統一家庭連合（Family Federation for World Peace）、愛の家（Family of Love）、及び華南教会を含め、「邪教」と見なしている。」<sup>47</sup>

#### 6.2.5 2018年版USSD報告書の指摘によると、「全能神教会は、当局が教会メンバー525名を（2018年中）「拷問又は強制洗脳」の対象にしていると報告した。同協会は、メンバーが拘留施設内で警察に「拷問と虐待」を受けた後、流産に苦しめられたとも報告した。（中略）全能神教会は、当局が教会メンバー11,111名を同年中に逮捕し、うち2,392名が依然拘留中であると報告した。」<sup>48</sup>

#### 6.2.6 2017年版CECC年次報告書によると、「2017年1月、当局は第300条について、新たな量刑ガイドラインを定め、また他にも改訂がある中で特に、「カルト教団」に関する情報を流布する目的での一定の形態のインターネット使用を明示的に刑事罰の対象とする、合同解釈を發布した。」<sup>49</sup>

#### 6.2.7 2019年版DFAT報告書によると、

「刑法では、国の法律又は行政規則を弱体化させる目的で「迷信的宗派、秘密結社又は邪悪な宗教組織」を使用する個人について、7年以下の懲役に処すと規定している。1999年の司法説明では「宗教、気功（中国の伝統的な鍛錬法）又は他のものをカモフラージュに使い、主導的メンバーを神格化し、メンバーを勧誘及び統制し、迷信的なアイデアを形成及び拡散し、社会を危険に曝したと認められた違法集団」に言及している。刑法規定では主に法輪功を対象にしている一方、他にも迷信的又はカルト同様と見なされる慣行に関与する者は、嫌がらせ、拘留及び投獄に直面する可能性がある。」

「2017年9月、政府は公式の反カルト教団ウェブサイト「xie jiao」（邪教）上で20の禁止対象集団のリストを公表し、「カルト教団にNoと言おう」と称するソーシャルメディア上で反カルト教団プラットフォームを立ち上げ、これに不審な活動を報告するための機能が含まれている。次の11の禁止対象集団が、xie jiaoウェブサイト上で「危険」としてリストアップされている：法輪功、東方閃電（別名、全能神教会）、シャウターズ、門徒教会、統

<sup>46</sup> HRW、「ワールドレポート2019年版」、2019年1月17日、[url](#)。

<sup>47</sup> USSD、「2018年版世界の宗教の自由に関する報告書」、2019年6月21日、[url](#)。

<sup>48</sup> USSD、「2018年版世界の宗教の自由に関する報告書」、2019年6月21日、[url](#)。

<sup>49</sup> CECC、「2017年版年次報告書」、2017年10月5日、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

一教会、観音法、血水圣灵、全範囲教会、三班僕人、灵仙真佛宗、及び中華大陸行政執事所。xie jiaoウェブサイトではさらに、次に挙げる9つの集団に「警戒する」よう警告している：灵灵教、被立王、天父的儿女、达米宣教会、新約教会、世界以利亚福音宣教会、主神教、圓頓法門、及び華南教会。地方当局は「カルト教団」を様々な形で解釈している。（中略）主流のキリスト教徒はカルト教団を異端として嘲笑する傾向にあるが、「カルト教団」に対する政府の弾圧は未登録の主流キリスト教会に影響を及ぼす可能性もある。地元当局者が未登録の主流教会をカルト教団と容易に区別できない可能性があるからである。」

「中国政府は、東方閃電（シャウターズの分派で、別名「全能神教会（COAG）」）、「オリエンタルライトニング（Oriental Lightning）」、「セブンスピリットセクト（Seven Spirit Sect）」、「セカンドセイバーセクト（Second Saviour Sect）」、「トゥルーライトセクト（True Light Sect）」、及び「ニューパワーロード教会（New Power Lord's Church）」を、1995年11月に禁止対象邪教として挙げていた。中国政府統計によると、COAGは2014年に400万人のメンバーを有していた。しかし、COAGは7段階の階層に分かれた100万人以上の信奉者が居ると主張している。」

「学术界は、COAGが中国でひどく迫害されていると主張し、多数のCOAGメンバーが、全国的指導者であった馬鎖萍（Ma Suoping、1969年～2009年）を含め、逮捕又は殺害されてきた。COAGが主張する統計によると、これまでに40万人余りのメンバーが中国で逮捕されている。治安機関が近年、青海（Qinghai）省、貴州（Guizhou）省、寧夏（Ningxia）省、河南省、湖北（Hubei）省、新疆（Xinjiang）、安徽（Anhui）省及び遼寧（Liaoning）省で多数のセクトメンバーを逮捕している。DFATはこれらの主張を検証できないが、学术界は反COAG運動や逮捕に関する中国国営メディアの報告に週2回掲載される参考資料を引用している。国営メディアは誘拐、強要、殴打、殺人、誘惑、及び攻撃的布教の詳細を、同集団における新メンバーの勧誘及び非信者（脱退しようとする者を含む）の処罰の慣行の一環として報じている。」

「複数の情報筋が、指導者の特定と処罰を狙いとするキリスト教の「カルト」組織に対する政府による弾圧を報告しており、門弟を被害者と捉えている。オーストラリアのCOAG（マクドナルドの攻撃との関連を否定している）は、中国の治安機関が2011年から中国でメンバーを監視、脅迫、拘留及び虐待してきたと主張し、年次報告書にそうした様々な事例の詳細が記載されている。そうした処遇は、他の禁止対象組織のメンバーに対する政府の処遇と一致すると思われる。カルト教団に関連する不名誉は、メンバーが弁護士を見つけるのに苦勞する原因になると考えられ、また彼らの事件を引き受ける弁護士自身が、当局による敵視の対象になることが多い。」<sup>50</sup>

#### 6.2.8 禁止対象集団の一部に関する背景情報については、[ビターウィンターのウェブサイト](#)<sup>51</sup>に掲載されている用語集及び[中国のカルト教団、宗派、及び異](#)

<sup>50</sup> DFAT、「カントリーレポート」、2019年10月3日、[url](#)。

<sup>51</sup> ビターウィンター、「用語集」、日付不詳、[url](#)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

[端に関するチャイナソースの記事](#)<sup>52</sup>を参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 6.3 布教

- 6.3.1 2018年版USSD IRF報告書の指摘によると、「(2018年)2月1日に施行された新規則に従い、公の場での布教又は未登録の礼拝場所での宗教活動は許可されない。実際、違反者は行政処分及び刑事罰の対象となる。(中略)規則では具体的に、信仰に基づく組織が慈善活動を行いながら布教することを禁じている。」<sup>53</sup>
- 6.3.2 2019年版DFAT報告書の指摘によると、「2018年RRAでは「市民の宗教的信念の自由を保護し、宗教的及び社会的な調和を維持し、宗教関係事項の管理を規制し」、国家登録宗教組織に財産の所持、文献の刊行、聖職者の訓練と承認、寄付集め、及び登録された礼拝場所内(外部を除く)と私的環境(公の場を除く)での布教を行う権利を与えている。」<sup>54</sup>

[目次に戻る](#)

---

<sup>52</sup> チャイナソース、「中国のカルト教団、宗派、及び異端」、[url](#)。

<sup>53</sup> USSD、「2018年版世界の宗教の自由に関する報告書」、2019年6月21日、[url](#)。

<sup>54</sup> DFAT、「カントリーレポート」、2019年10月21日、[url](#)。